

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

株式会社鶴屋発行の『買物商品券』について

平素はご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

株式会社鶴屋発行の『買物商品券』につきましては、平成30年7月6日をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、買物商品券の払戻し（配当）を実施させていただきます。

未使用の『買物商品券』をお持ちのお客様は、以下の払戻し（配当）期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し（配当）対象となる商品券について

下記掲載の通り、表面に『商品券』、裏面に発行者が「株式会社鶴屋」と記載されている額面500円もしくは1,000円の商品券

（表面）

見本	商品券 金壹仟圓・金五百圓
¥1,000 ¥500	株式会社鶴屋 尾道市十四日元町2番18号 TEL37-2424

（裏面）

見本	利用上の注意事項
No.0000
¥1,000 ¥500	鶴屋 全国共通 鶴屋長江店 鶴屋駅前店

2. ご利用終了日 平成30年7月6日（金）

3. 払戻し（配当）申出期間 平成30年8月4日（土）～平成30年10月2日（火）

※上記払戻し期間内にお申し出がない場合、当該払戻し（配当）手続から排斥されますので、
ご注意願います。

4. お申し出方法及び払戻し（配当）方法

株式会社鶴屋代理人弁護士島本誠三に対し、未使用商品券を所有していることを御連絡下さい（連絡先は5項を御覧下さい）。

申出があり次第随時、所有商品券の金額に応じて配当金を振込み（振込手数料はお客様負担となります）又は現金にてお支払いします。

5. 連絡先・お問い合わせ先

弁護士 島本 誠三

〒722-0014 尾道市新浜一丁目13番22号 LSビル1F 島本法律事務所

電話番号：0848-23-7519